

大南五丁目地区緑地協定書

平成27年6月30日

株式会社りそな銀行

(目的)

第1条 本協定は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第54条第1項の規定に基づき、第45条第2項に定める区域（以下「協定区域」という。）内における緑化の推進に関する事項を定めることにより、協定区域内に居住することとなる住民の良好な環境の形成を図り、健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定は「大南五丁目地区緑地協定」と称する。

(協定区域)

第3条 本協定の区域は、武蔵村山市大南五丁目のうち、緑地協定区域図（別添1）に示された区域とする。

(協定の効力)

第4条 本協定は、武蔵村山市長（以下「市長」という。）の認可のあった日から起算して3年以内に、協定区域に2以上の土地所有者等（法第45条に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）が存することとなった日から効力を有する。

2 本協定は、前項の規定により効力を有することとなった日以降において、土地所有者等になった者に対してもその効力を有する。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、前条第1項の規定により効力を有することとなった日から10年間とする。

2 本協定は、有効期間の満了6か月前までに、土地所有者等の過半数の文書による協定の廃止についての申し出がない限り、更に10年間、同一条件により2回に限り延長するものとする。

(内容の変更及び廃止)

第6条 本協定の内容を変更しようとする場合は、法第48条第1項の規定に基づき、土地所有者等全員の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請しその認可を受けるものとする。

2 本協定を廃止しようとする場合は、法第52条第1項の規定に基づき、土地所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請しその認可を受けるものとする。

(緑化に関する事項)

第7条 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、次の各号の定めに従い、自己が所有し又は地上権若しくは賃借権を有する土地（以下「所有地等」という。）を地被類、生垣、低木、中木、高木（以下「樹木等」という。）の植栽による緑化に努めなければならない。

(1) 所有地等に設置する住宅の玄関前にその土地所有者等の世帯の記念樹としてファミリーツリーを植栽すること。

(2) 特定外来生物に係る被害を防止し、もって生物の多様性を確保するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）で定める特定外来生物は栽培してはならない。

(3) 生垣を植栽する場合においては、火災延焼防止のためヒバ類（イトヒバ、サワラ、オウ

ゴンヒバ、ニッコウヒバ、コノテガシワ、ヒノキ、チャボヒバ、アスナロ)の樹木は植栽してはならない。

(樹木等の保護及び管理)

第8条 土地所有者等は、樹木等が良好に育成するよう病虫害駆除、施肥、剪定等保護管理を自己の責任と負担で行わなければならない。

2 土地所有者等は、景観に配慮し、第三者に迷惑をかけないように、適宜自主的に剪定し管理しなければならない。

3 土地所有者等は、公共用地に植栽された樹木等が地域の環境の保全に役立ち、かつ、協定区域内の良好な景観の向上に寄与するものであることを認識し、土地所有者等の共有の財産として、善良な管理に努めるものとし、協同管理図(別添2)に示す市長が管理することとなる公園、緑道及び緑地帯の管理を協同して行わなければならない。

(運営委員会)

第9条 第4条に基づく効力を有したときは、すみやかに本協定の運営に関する事項を処理するため、大南五丁目地区緑地協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、土地所有者等の互選により選出された委員若干名をもって組織する。

3 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第10条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協定の継承)

第11条 土地所有者等は、所有地等を譲り渡す場合、新たな土地所有者等に対し、本協定の内容を明らかにするために本協定書の写しを譲り渡さなければならない。

2 新たな土地所有者等となった者は、遅滞なくその旨を第9条に規定する委員会に届け出なければならない。

(違反者への措置)

第12条 本協定に違反した者があった場合、運営委員会は、本協定の必要性を再認識させるとともに相当の期間をつけて当該違反行為の是正を文書をもって申し入れるものとする。

2 前項の申し入れがあった場合は、当該違反者はこれに従わなければならない。

(附則)

1 本協定書は、これを2部作成し、1部を市長に提出し、1部を法第54条第1項の規定に基づく協定者が保管しその写しを土地所有者等の全員に交付し、土地所有者等はこれを保管しなければならない。

2 法第54条第1項の規定に基づく協定者が全員の土地所有者等へ本協定書の写しの交付を終えたときは本協定書(原本)を運営委員会に交付し、運営委員会はこれを保管しておか

なければならない。

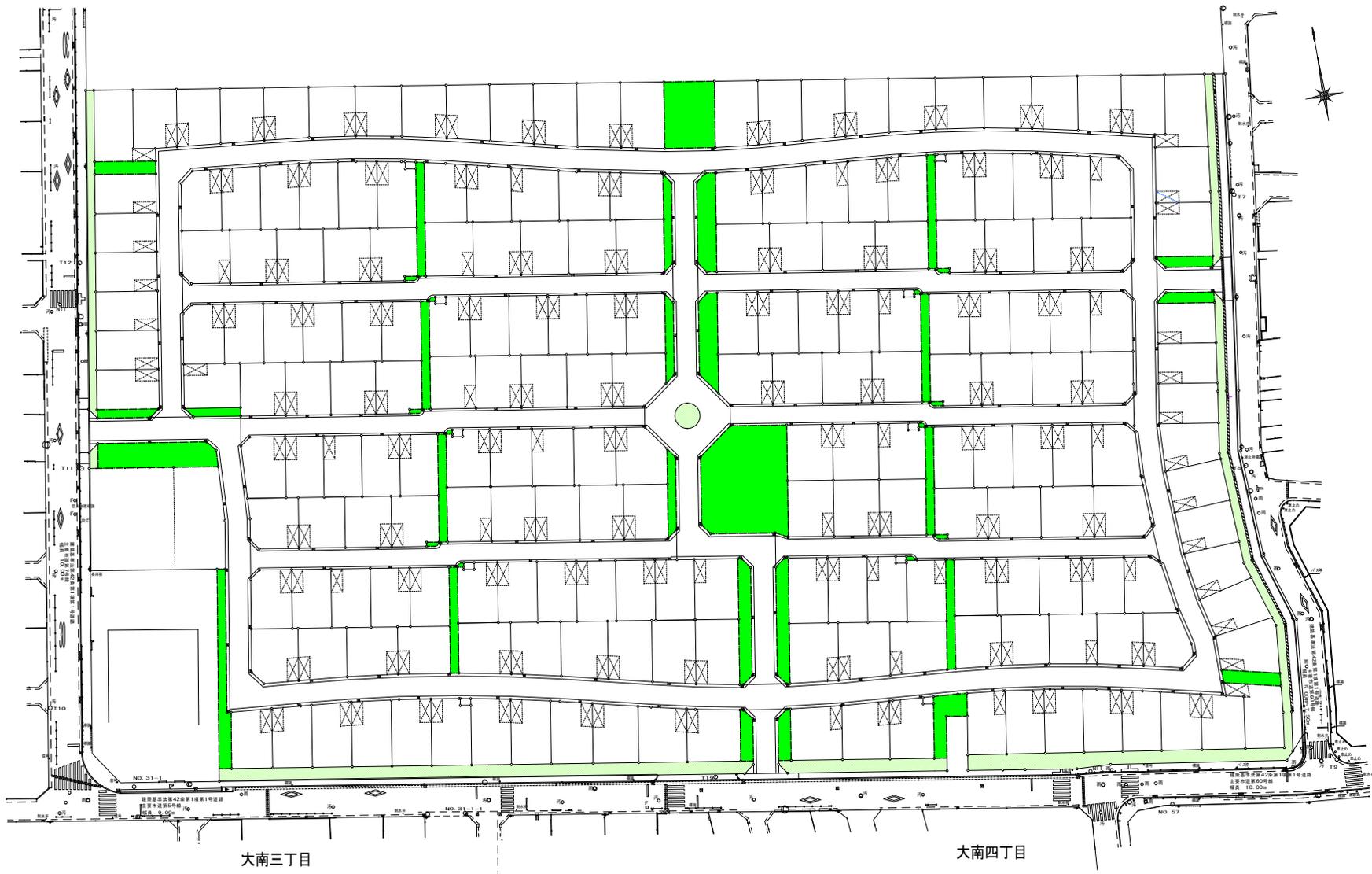
協定者	所在地	大阪府中央区備後町二丁目2番1号
		土地信託受託者
		株式会社 りそな銀行
	名称	代表取締役 原 俊樹

緑地協定区域図

大南五丁目1番73



協同管理図



※植栽時樹高2mまでのものを対象とする。

協同管理位置 